

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者等監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	金商法上、セミナー受講の継続を希望しない顧客に対するセミナー受講の継続要請を禁止する規定はないが、金商業等監督指針 IV-3-4-2(1)②はどのようなケースを想定しているのか。	セミナー等による勧誘に関する留意事項としては、金商法第 38 条第 6 号に規定する禁止行為に該当する場合の具体例を記載しています。 なお、当該記載は、他のデリバティブ取引とも共通の留意事項として、商品関連市場デリバティブ取引においても記載しています(金商業等監督指針 IV-3-3-2(1)②、V-2-2-2(1)③ご参照)。
2	金商業等監督指針 IV-3-4-2(1)②には、「この場合、金商法第 38 条第 6 号(いわゆる「再勧誘の禁止」)の規定に該当する」とある。同様の規定は商品先物取引業者等の監督の基本的な指針にもあるところ、当該指針では「…該当するおそれがある…」という記述になっているが、両指針では考え方が違うのか。	
3	金商業等監督指針 IV-3-4-2(2)の第 1 段落において、「かかる勧誘の制限について顧客に説明を行い」とあるが、当該記載の趣旨・必要性はどのようなものか。	顧客の勧誘受諾意思を適切に確認するためには、その前提として、顧客において、意思確認の趣旨・目的(訪問・電話等による勧誘の受諾意思の確認が禁止されていること、勧誘を拒むことが可能であり再勧誘が禁止されていること等)を理解した上で、意思表示を行っていることが重要であることから、留意事項として記載しています。
4	金商業等監督指針 IV-3-4-2(2)の第 1 段落において、「かかる勧誘の制限について顧客に説明を行い」とあるが、このような説明を行うことは、(不招請勧誘禁止のある)店頭デリバティブ等に比して商品関連市場デリバティブに特段の危険性があるとの誤解を顧客に生じかねず、反対である。	なお、店頭デリバティブ取引の勧誘・説明態勢においても、自主規制機関の定める自主規制規則を踏まえ、不招請勧誘規制の適用関係が記載された注意喚起文書を配布の上、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているかといった点を、監督上の留意点として記載しています(金商業等監督指針 IV-3-3-2(3)ご参照)。
5	金商業等監督指針 IV-3-4-2(2)の第 1 段落において、顧客に勧誘受諾意思の確認を行うにあたって顧客への説明が求められているが、金商業者からの口頭の説明により顧客の理解を得れば足りるという理解でよいか。	顧客への説明方法については、口頭又は書面の適切な方法等で行い、顧客に勧誘を受ける意思があることを適切に確認することが必要です。
6	金商業等監督指針 IV-3-4-2(2)の第 3 段落において、商品関連市場デリバティブ取引と商品先物取引とは「異なる点がある」とあるが、具体的にどのような違いがあるか。	例えば、商品関連市場デリバティブ取引については、不招請勧誘は禁止されていませんが、訪問・電話等による勧誘受諾意思の確認が禁止されています。
7	金商業等監督指針 IV-3-4-2(5)①ロの第 2 文について、「しかし、両建て取引について、『手数料が買玉と売玉の双方にかかるデメリットがある』旨の説明を行うなどして、顧客が当該取引を十分に理解してことを確認しているか。」に変更してほしい。	個人顧客において両建て取引を希望する等の場合においても、両建て取引のリスク等を具体的に認識した上で、取引を行うか否かについて判断することが重要ですので、原案のとおりといたします。 なお、金商業等監督指針 IV-3-4-2(5)①ロ

8	<p>金商業等監督指針IV-3-4-2(5)①口の第2文について、両建て取引については、その取引の目的や手数料について顧客が十分に理解していることが大切であって、取引業者はそのことを確認する必要があることは言うまでもないが、改正案が示すように両建てのデメリットについて一律の内容の説明を課すことには問題がある。</p>	<p>の第2文の記載にある説明内容は例示であり、具体的には、顧客が行おうとする取引の内容や顧客の理解度に応じて検討されるものであって、全ての顧客に同一の説明を求めるものではありません。</p>
9	<p>金商業等監督指針IV-3-4-2(5)①口の第2文について、顧客に対する説明内容の記載は例示であると解してよいか。</p>	
10	<p>金商業等監督指針 IV-3-4-2(5)①口の記載は、個人顧客から積極的な意思表示等があった場合に、両建て取引のデメリットについて説明を行う等して、顧客が十分に理解したことを必ず確認しなければ、金商業等府令第117条第1項第35号に抵触するということか。</p>	<p>いわゆる両建て取引の勧誘を禁止する金商業等府令第117条第1項第35号の趣旨を踏まえれば、個人顧客から積極的な意思表示等があった場合であっても、顧客の適合性の観点からは、当該顧客が両建て取引のデメリット等を理解した上で当該取引を行おうとしていること等が重要であると考えられるため、留意点として記載しているものです。</p>
11	<p>金商業等監督指針 IV-3-4-2(5)①口の記載は、例えば、口座開設時の説明において建玉から損失が発生した時の対処法の一つとして両建てについて説明することを妨げるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、御質問にあるような説明を行う場合には、当該説明が金商業等府令第117条第1項第35号の禁止行為に抵触しないように留意する必要があると考えられます。</p>
12	<p>金商業等監督指針 IV-3-4-2(5)②の記載は、顧客の取引と自己の計算による取引を対当させる取引を「故意に」行っている場合に、その旨を顧客に説明する義務が生じるということであって、受託取引を執行する部門と自己取引を執行する部門の情報遮断が適切に行われている体制下で、偶然又は結果として対当する取引が行われた場合に顧客への説明等を求めるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>